

身体的拘束適正化のための指針

テラス児童デイサービス烏山

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳を阻むものです。本施設は、利用者一人一人の主体性を尊重しつつ、安心・安全が確保されるような基本的な仕組みをつくります。身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

(2) 施設としての基本方針

- ①利用者の心身の状況を勘案し、疾病や障害を理解した上で身体的拘束を行わない支援を提供します。
- ②職員全体の知識・支援技術の向上に努めます。特に、強度行動障害による行動・心理状態について施設全体で習熟に努めます。

(3) やむを得ない場合の3要素

以下の3要素を全て満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2 身体的拘束等適正化のための体制

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(委員会)を設置します。委員会は6ヵ月に一度以上の頻度で開催します。委員会での検討内容は記録として適切に保管するほか、全ての職員に周知徹底します。

(2) 委員会の構成員

管理者(施設長)・児童発達支援管理責任者(虐待の防止に関する責任者)・リーダー

(3) 委員会の検討項目

身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施する、またしている場合、身体的拘束の実施状況の確認や3要素を具体的に検討します。

(4) 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため、全ての職員に対し、6ヵ月に一度定期的な研修を実施します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応に関する基本方針

(1) 身体拘束等適正化委員会の開催

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を開催し3要素のすべてを満たしているかを検討・確認します。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

3要素のすべてを満たしている場合、身体拘束の「方法」「時間帯」「期間」「場所」「解除に向けた取り組み」等について具体的に利用者・ご家族等へ説明し書面で同意を得ます。

(3) 記録と再検討

身体拘束の様態及び時間、心身の状況、やむを得なかった理由等を記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。身体拘束の検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

5 利用者等による指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、利用者やご家族が閲覧できるようホームページに掲載します。

令和4年4月1日